# 教員用補足資料

# 高校生向け

# 「クレジットカード」って どんなもの?

~キャッシュレス時代の主役のカード~

(第1版)





〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ピル6F TEL:03-5643-0011 ホームページ:https://www.j-credit.or.jp/

## <目次>

Ⅰ.『「クレジットカード」ってどんなもの?』の教材の目的、使い	万					
1. 本教材の目的			•	•	• F	P. 2
2. 授業での本教材の使い方(例)			•	•	• F	P. 2
3. 授業の進め方(例)			•	•	• F	P. 3
4. 決済端末機を使ったクレジットカードの利用体験	•	•	•	•	• F	P. 3
Ⅱ.『「クレジットカード」ってどんなもの?』のねらい、知識、参	:考	な	ٹے			
1. 下表の各項目					• F	P. 4
2. 補足説明	•	•	•	•	• F	P. 4
Ⅲ. アンケートご協力のお願い					• F	P. 23
Ⅳ. お問合せ先					• F	P. 23

#### I.『「クレジットカード」ってどんなもの?』の教材の目的、使い方

#### 1. 本教材の目的

高校の「家庭科」の授業は、学習指導要領において、「キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点」、「契約の重要性」「消費者信用およびそれらをめぐる問題」などを取り上げることとされています。これは、学習指導要領の改訂によって新たに中学で扱われることになった「クレジット」に関する内容からさらに一歩踏み込んだ内容となっています。

高校生向けダウンロード教材『「クレジットカード」ってどんなもの?』(以下「本教材」といいます。)は、これを受けて、基本的な「キャッシュレスの種類や特徴」、「クレジットカードの仕組み」に加え、「個別クレジット」や「若年層に多い消費者問題」などを取り上げ、さらに別添として「手数料額の計算方法」を用意しており、クレジットに関する授業をする際に生徒に配布をして利用できるように作成したものです。

また、本教材の使い方については、下記2.に例示していますので参考にして授業で利用してください。

さらに、先生が授業をするにあたっては、本補足資料の【II.『「クレジットカード」ってどんなもの?』のねらい、知識、 参考】おいて、本教材のテーマごとに、教える上でのねらいや留意点、先生に知っておいていただきたい豆知識などをまとめ ていますので、授業の準備などに活用してください。

なお、別添資料として「手数料額の計算方法の知識」を用意しています。この資料は、分割払いやリボルビング払いを利用する際の具体的な手数料額の計算の考え方やその方法、複数の分割払いやリボルビング払いを利用したときの月々の支払額の変化などをまとめたものです。また、分割払いの手数料額を計算するワークシートを用意していますので、授業の中で手数料の計算をすることができます。別添として独立した形にしていますので、履修時間・内容に応じて利用してください。

また、「先生のためのクレジット教育読本」を別途用意していますので、授業をする際の参考にしてください。 ※2022 年度より、パワーポイント版の資料を廃止しました。

#### 2. 授業での本教材の使い方(例)

・【使用例1】本教材をそのまま使用する授業(想定時間:3時限)

本教材を使って、「キャッシュレスの種類と特徴」や「クレジットカードの三者間契約」などについての授業ができます。特に、クレジットカードについてはその使い方やメリット、使う時の注意点などをあわせて教えることができます。

また、個別クレジットや成年年齢引下げと未成年者契約に関する内容も教えることができます。

・【使用例2】本教材のうち一部を利用してする授業

本教材の内容は多岐に渡っています。授業の時間が限られていますので、本教材の全部の内容を教えることができないときは、必要なページのみを抜粋・選択して生徒に配布して授業をすることもできます。

#### <使用例2の抜粋例>

下記のどのような組み合わせでも授業で利用できます。授業内容や時間に合わせてご利用ください。

- ①キャッシュレスの種類と特徴
  - ⇒1章「3. 買い物で使えるカードにはどんなものがあるの」と「【まとめ】買い物で使えるカードの比較」
- ②クレジットカードの特徴
  - ⇒2章「「クレジットカード」と他のカードの違いは?」
- ③クレジットカードの手数料と計算方法
  - ⇒2章「2. クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの?」の「(1)主な支払方式」「(2)支払方式のイメージ」、別添資料「手数料額の計算方法の知識」
- ④クレジットカードの使い方と留意点
  - ⇒2章「4. クレジットカードを使ってみよう」
- ⑤クレジットカードを安心して利用するためのクレジット会社の取組み
  - ⇒2章「クレジット会社の安全・安心のための取組みを見てみよう」
- ⑥クレジットのしくみ(三者間契約)
  - ⇒3章「1. クレジットのしくみを知ろう」、「2. 三者間契約って何」
- ⑦消費者からみたクレジットのメリット
  - ⇒3章「3. どんなメリットがあるの?」
- ⑧クレジットカードの作り方と留意点
  - ⇒3章「4. クレジットカードをつくるには?」
- ⑨個別クレジットとクレジットカードの違い
  - ⇒4章「個別クレジットってどんなもの?」
- ⑩未成年者契約と成年年齢引下げ
  - ⇒5章「高校生としてしっておきたいこと」、6章「こんなときどうするの? Q5」
- ①困ったときにはどうするか
  - ⇒6章「こんなときどうするの?」

#### 3. 授業の進め方(例)

(1)「ふりかえり」の使い方

各章ごとに、その章の中で重要な内容を「ふりかえり」でまとめてあります。以下の方法などを参考にしてご利用ください。

- ・生徒個人で考えさせる
- ・隣の席の生徒と一緒に考えさせる
- ・豆テストとして個別に配布し、本教材を見ないで回答させる など

#### (2)「やってみよう」の使い方

2章「3.クレジットカードを見てみよう【裏面】」において、カード見本に実際にサインをする機会を設けています。クレジットカードの実物を見る機会のない生徒も多く、またカードの裏面に自分のサインをするということは、クレジットカードを利用するにあたって大変重要なことです。

当協会では、クレジットカードの見本(紙製)を用意しています。生徒の人数分を無料で送付いたしますのでぜひご利用ください。

[申込みは当協会のホームページからお願いします]

「日本クレジット協会 教材」で検索

または、下記 URL へ

URL : https://www.j-credit.or.jp/education/school/provide.html

#### (3)「6章こんなときどうするの?」の使い方

6章では、クレジットの利用などに関して、困ったときにどうすればよいかについてまとめたものです。時間が取れるようでしたら、生徒をグループに分けて検討させることもできます(アクティブラーニング)。

#### 4. 決済端末機を使ったクレジットカードの利用体験

当協会では、決済端末機の無料貸出しを行っています。

クレジットカードの見本(端末機と一緒に無料貸出し)を使って、決済端末機を操作することにより、クレジットカード を利用する模擬体験をすることができます。

操作をすると、暗証番号の入力の仕方や端末機から印字される利用伝票にサインをすることもできますので、クレジットカードを利用する機会がない生徒には貴重な体験になります。なお、この貸出しする決済端末機はクレジット会社とつながっていませんので、利用しても実際に売上が上がることはありません(クレジット会社から請求されることはありません)。 決済端末機の操作方法などについては、操作マニュアルも用意していますので安心して利用することができます。 詳しくは、上記3.(2)に記載の当協会のホームページを確認したうえでお申込みください。

### Ⅱ.『「クレジットカード」ってどんなもの?』のねらい、知識、参考など

#### 1. 下表の各項目

「説明項目」・・・・・・高校生向けダウンロード教材「クレジットカードってどんなもの?」の項目タイトル

〈P. ●〉は「クレジットカードってどんなもの?」に対応したページ

「ねらい・留意点」・・・・スライドで教えるべき内容、留意する内容

「知識・コラム」・・・・・ 授業にあたり、知っていたほうがよいこと。豆知識のようにスライドの内容に対して、直接的で

はないが補足的な話や予備知識

「参考」・・・・・・・スライドの内容に関連する参考となる情報や当協会が提供している教材を紹介

#### 2. 補足説明

### 1章 キャッシュレスにはどんなものがあるの? 【目安:20分】

章のねらい

支払方法として、現金以外にも様々なキャッシュレス決済があること、それぞれのキャッシュレス決済の特徴を理解する。 消費者が買い物をするときに、様々な支払方法の中から責任があることを自覚して自ら選択(意思決定)することが大切であ ることを認識させることに留意する。

ることを認識させることに留意する。				
説明項目	ねらい・留意点	知識・コラム	参考	
1. 私たちの周りにある支払方法を見てみよう〈P. 4〉  1章 キャッシュレスにはどんなものがあるの? 1. 私たちの周りにある支払方法を見てみよう	○私たちが買い物するときの支払方法として、現金だけでなく「キャッシュレス」による支払方法があることを理解する。 ○「キャッシュレス決済」には、クレジットカード、電子マネー、モバイル決済なども含まれ、最近「キャッシュレス決済」が広まってきていることを理解する。	【「キャッシュレス」の定義】 「キャッシュレス」の定義は明確ではない。経済産業省公表「キャッシュレス・ビジョン」のなかで「『キャッシュレス』とは、『物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用しなくても活動できる状態』を指すこと」とあるため本資料も従った。銀行の口座引落しや、個別クレジット(クレジットカードを利用しないクレジット)は含まれていない。		
2. なぜ「キャッシュレス決済」が広まってきたの? (1) 国の政策として進められている ≪「キャッシュレス化」が進むこと で期待されている効果 その 1≫ (P.5)  2. なぜ「キャッシュレス決済」が広まってきたの? (1) 国の政策として進められている ★「キャッシュレス決済」が広まってきたの? (1) 国の政策として進められている ★「キャッシュレス決済」が広まってきたの? (1) 国の政策として進められている ★「キャッシュレス決済」が広まってきたの? (1) 国の政策として、対策のことでは、対策とのことでは、日本により、日本に	○現金と比べて「キャッシュレス決済」の 効果が期待されているので、「キャッシ ュレス化」することでどんなメリットが あるのか理解する。	【日本の「キャッシュレス化」が進まないのは】 ①治安がよい(海外に比べて犯罪が少ない) ②現金への信頼度が高い(日本円の乱高下が少ない。紙幣・硬貨の質が高い。 偽造紙幣・硬貨が少ない) ③銀行等の ATM 網が発達し、現金が比較的容易に出し入れ可能など、様々な要因があるといわれている。		
《「キャッシュレス化」が進むことで期待されている効果 その2》  * 「キャッシュレス化」が進むことで期待されている効果 その2》  * 「キャッシュレス化」が進むことで開始されている効果の2 ** 「中ッシュレスが「ウイルス感染的止対策」として有効とされる  「「現金」に関わりに	<ul> <li>○キャッシュレス決済は、不特定多数の人が触れウイルスを媒介する可能性がある現金を使わずに決済できるため、感染症対策として推奨されていることを理解する。</li> <li>○キャッシュレス決済は、電気で動く決済端末機を利用することから、災害時は停電などの理由で使えない場合があることに留意する。</li> </ul>	【最近では・・・】 店員にクレジットカードを渡さず、消費者側から自ら端末にカードを差し込むタイプの端末機器が増えており、店員との接触機会を減らすことができるので、より衛生的とされる。	【新型コロナウイルスを 想定した「新しい生活様 式」の実践例】 https://www.mhlw.go .jp/stf/seisakunits uite/bunya/00001214 31_newlifestyle.htm 1	

(2) 「キャッシュレス」 はこれからど うなるの?〈P.7〉



○国の政策として、現在よりキャッシュレス比率を上げようとしていることから、 将来的にさらにキャッシュレス決済を する場面が増えることを理解する。

○支払するときに、自分自身が主体的に決済の種類を選択し、利用する(または利用しない)判断をするために、基本的なしくみなどを理解する。

【日本のキャッシュレス社会の実現に向けた当初の取組例】

内閣府は、2017年6月 「未来投資戦略 2017-「 Society 5.0 の実現に向けた改革」」を閣議決定し、キャッシュレス化の推進に関する課題を示し、キャッシュレス決済比率の目標を2027年に4割とした。

2018年4月には、経済産業省が、日本のキャッシュレスの方向性を取りまとめた「キャッシュレス・ビジョン」を公表し、政府のキャッシュレス決済比率の目標を、2025年大阪・関西万博時に前倒しし、将来は80%を目指すとした。さらに、経済産業省は、2019年10月1日から、消費税増税にあわせて、消費の平準化とキャッシュレス推進のため、消費者が中小の販売店でキャッシュレスで商品を購入すると、5%(コンビニ等は2%)のポイントを還元する「キャッシュレス・ポイント還元制度」を実施した(2020年9月末まで)。

(3)世界のキャッシュレス「消費支出に占める決済比率」〈P.8〉



〇諸外国と日本のキャッシュレス比率に ついて各国の状況を理解する。 【中国におけるキャッシュレスの状況】 中国では QR コード決済や銀聯 (ぎんれん) カードというデビットカードとク レジットカードを中心にキャッシュレ ス決済が進んでいるといわれている が、正式な数値が公表されていないため、この比較表には記載していない。

(4) キャッシュレス先進国ではな ぜ広まったか〈P.9〉



〇キャッシュレス決済比率の高い国を「キャッシュレス先進国」とし、中でも韓国とスウェーデンを例に挙げて、キャッシュレスが進展した背景や目的、具体的な政策などについて理解する。

3. 買い物で使えるカードにはどん



 〇カードの形状や見た目が似ているが、それぞれ特徴があり違うカードであることを理解する。

〇高校生の場合、すでに「前払い」の電子マネーなど支払方法を意識せずに利用していることもある。「いつお金を支払っているか」を理解させ、キャッシュレスであっても、どこかの時点でお金を払っていることを認識させることに留意する。

【プリペイドカード】

プリペイドカードは、入金して繰り返 し利用できるものもあるが、電子マネーとの違いをわかりやすくするため、 ここでは「使いきりタイプ」を想定して いる。

#### 【電子マネー】

電子マネーには、「ポストペイ」といってクレジットカードにひもづけるなどの後払い式のものもあるが、仕組みなどが複雑になるので、ここでは「前払い式電子マネー」だけを扱っている。

#### 【デビットカード】

デビットカードは、大きく以下の 2 種類に分かれる。

「J-Debit」のカードは、銀行のキャッシュカードのこと。キャッシュカードを使って J-Debit マークのあるお店で利用できる。年末年始、夜間など、期間

#### や時間帯によっては利用できない場合 がある。 「ブランドデビット」は、VISA (ビザ) デビットや JCB (ジェーシービー) デビ ットなどで、国際ブランドといわれる VISA や JCB のマークのあるお店であれ ば国内だけでなく海外でも使える。ま た、海外の ATM で現地通貨で口座から 出金(引出し)することができる(手数 料あり)。 どちらも即時払いで、銀行などの預貯 金口座の残高の範囲内で利用できる。 なお、1日に利用できる金額の上限など は発行する銀行などによって異なる。 【ポイントカード】 【まとめ】 ○「キャッシュレス決済」の支払方法ごと 買い物で使えるカードの比較 に、特徴を整理して理解する。 ポイントカードも支払いの時に利用す ⟨P. 12⟩ また、複数の機能を持ったカード(電子 ることができるが、ポイントはあくま マネーとクレジットカードの組合せな でも値引きの扱いなので、ここには掲 【まとめ】買い物で使えるカードの比較 ど) も多く発行されていることにも留 載していない。 意する。 カードをつくる方法 駅やおさなさで中心 ・利用する前に入会 ・イフリンプス 【預金口座と貯金口座は別?】 ○一覧表で表示しているのは一般的な内容に 「預貯金口座」という表現にしたのは、 90A^ 銀行は「預金」、郵便局は「貯金」とい なるので、カードの種類によってはこの内 購入した カードの金額 入金した金額(上収あり) 預行全口座にある 金額 (核高) カードの利用可能や 587RR 容と異なることがあることに留意する。 う用語を用いるため。 4. カード以外でも支払えるの? ○最近は「スマホ決済」が、急速に社会に 【スマホ決済の使い方って?】 ⟨P. 13⟩ 広まりつつあるため、スマホ決済のしく スマホ決済のアプリを利用するが、大 みと使い方を理解する。 きく分けて2種類ある。 4. カード以外でも支払えるの? カードの代わりに、スマートフォンなどを使って、キャッシュレス決済がで また、スマホ決済と連携させた「スマー ①自らQRコードやバーコードをスマホ さる。 が出したい決済アプリにクレジットカード、デビットカード、電子マネー 制が全し監督を連絡させて規門するものや、コンピニなどで入金 (チャー 最近では、スマートフォンに連携させた開時計型源末 (スマートウォッチ) などでも支払いができる。 トウォッチ」など、今後新しい方法が出 に表示し、店員に読み取ってもらい てくることに留意する。 決済する方法 アブリのパーコードやQRコー スマホに表示し店員に読み取っ 共済アンリル・・ ドをスマホに表示し店員にかった。 でもらう。 古頭に表示されているコードを自分 ロスマホの決済アプリで誘み取る。 ②店頭に表示されているコードを自分 こんなものも! のスマホで読み取り決済する方法 決済端末機にカード等をかざすだけで 決済ができる「タッチ決済」について は、教材の P24 を参照。 [CHECK] ○1章の特に重要なところを復習し確認する。 1章をふりかえろう 回答は、教材に記載している用語を正解 としているが、その用語と同義の用語も ⟨P. 14–15⟩ 正解としてよい。 CHECKE人 1章をふりかえろう ①「キャッシュレス決済」 1. 現金を使わないで支払いできることを「( ① )決済」と 「キャッシュレス決済」とは何か 「前払い」は、商品を買う前にあらかじめ金額分のカードを買うなど、先に(②))を支払う。 ということについて確認する。 3. デビットカードは銀行などの (③) とひもづいている カード。(③) にある金額 (残高) の範囲で使える。 ②「お金」 クレジットカードは、商品を買った後に(②))を支払う。 このような支払方法を「(④)払い」という。 キャッシュレス決済の特徴の1つ クレジットカードは、一般的には(⑤))以上から持つこと (審査あり)ができるが、高校生は対象外としているクレジット会社が名い。 である「いつお金を払うのか」につ いて確認する。 ③「預貯金口座」 デビットカードの特徴の1つを確 CHECK! A 1章をふりかえろう 認する。 現金を使わないで支払いできることを「①キャッシュレス決済」という。 ④「後払い」 「前払い」は、商品を買う前にあらかじめ金額分のカードを買うなど、先に2水金を支払う。 クレジットカードの特徴の1つを デビットカードは銀行などの登頭貯金口底とひもづいている カード。 ②預貯金口底にある金額(残高)の範囲で使える。 確認する。 クレジットカードは、商品を買った後に2.25金を支払う。 このような支払方法を「2.56数 払い」という。 ⑤「18歳」 クレジットカードは、一般的には**618億**以上から持つこと (審査あり)ができるが、高校生は対象外としているクレジット会社が多い。 クレジットカードを持つことが できる年齢と高校生は申込みの 対象外としているクレジット会 社が多いことを確認する。

#### 2章 クレジットカードはどうやって使うの?【目安:20分】

章のねらい

この章からは、日本におけるキャッシュレス決済の主役であるクレジットカードについての説明となる。 ここでは、クレジットカードの特徴を理解するとともに、その使い方や留意点を理解する。

説明項目	ねらい、留意点	知識・コラム	参考
1. 「クレジットカード」と他のカードの違いは?〈P. 16〉  ②章 クレジットカードはどうやって使うの? 1. 「クレジットカード」と他のカードの選いは? ① 支払方法は過払い方ある ② 支払方が遅べる(次ペーン参照) ③ 利用できるお店が歴史にある。 ⑤ カードを持つためにはクレジット会社の選点を表がくるよう。 ⑤ カードの管理や支払いの管理情でより。 『 1. 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	○クレジットカードの特徴 (ほかのカードと違う特徴)を理解する。	【国際ブランド】 「国際ブランド」とは、世界中でカードが使えるネットワークを運営・管理する会社のこと。 国際ブランドのうち、JCB (ジェーシービー) は日本の会社。VISA (ビザ)、Mastercard (マスターカード)、American Express (アメリカン・エキスプレス)、DinersClub (ダイナースクラブ)は、アメリカの会社。UnionPay (銀聯) は中国の会社。	
2. クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの?     (1) 主な支払方式〈P. 17〉      2. クレジットカードの支払方式〈P. 17〉      2. クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの?     (1) 主な支払方式     (1) 主な方式     (1)	<ul> <li>○クレジットカードは、ほかの支払方法と違い、支払方式(1回払いや分割払いなど)が選べるとともに、支払方式によっては、商品代金とは別に「手数料」が必要になることを理解する。</li> <li>○クレジット会社やカードによって利用できる支払方式が異なることに留意する。</li> </ul>	【リボ払いの種類】 「リボ払い」には、月々の支払額が一定額の定額方式だけではなく、月々の支払額が残高に対する一定割合を支払う「定率方式」がある。日本では定額方式が多いことから、ここでは定額方式のみを取り上げた。なお、リボ払いについては、販売店で利用するときに1回払いを指定しても、利用明細ではリボ払いになるリボ払いに変更することができることもあり、その手続きはクレジット会社によって異なる。	
(2) 支払方式のイメージ〈P. 18〉  (2) 支払方式のイメージ   12月に、10月のカッタ   12月に、10月のカッ	<ul> <li>○購入事例により、それぞれの支払方式の違い、手数料の有無、想定される手数料の額を理解する。</li> <li>○分割払いは、回数を指定するため、月々の支払額が一定で支払の始まりと終わりが分かりやすいが、複数の分割払いの利用が重なると月々の支払額が大きくなることに留意する。</li> <li>○リボ払いは、カードを複数回利用しても月々の支払額がほぼ一定であるが、利用を重ねると残高が増え、いつ支払が終わるかわからなくなりや理解し、しっかりした支払いの管理が大切なことに留意する。</li> <li>なお、残高を減らすために月々の支払額を増額したり、一括して繰り上げて支払いをすることもできる。</li> <li>○分割払いやリボ払いの手数料額の計算方法などについて授業するときは、別添資料「手数料額の計算方法の知識」を利用する。</li> </ul>	【リボ払いは手数料が高い」と思われるが、手数料は分割払いにただま数料が高い」と思われるが、手数料は分割払いにただも変わられるが、手数料は利用残らを支払があるに対対はので、を支払がいるが、りががある。というですがある。なりに対したので気をすれば、で気がある。なりに対したので気がある。なりに対したので、では、であるというでは、であるというでは、であるというでは、であるというでは、であるというでは、であるというでは、であるというでは、できるとは額を対したので、できなが、クレジットは、できるとは額を対した。できる。というでは、ときないのでは、1回が払いできる。というでは、カードは、1のでは、1のでは、1がい、の方は、1がいがのができないが、選択でもに、リボムが、というでは、1がいが、選択できないが、1に、1のでは、1がいが、1に、1のでは、1がいが、1に、1がいが、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、1に、	【手数料のシミュレーション】 分割払いの手数料などは、シミュレーションサイトもあるで活用していただきたい(日本クレジット協会の手数料シミュレーションページ) https://www.j- credit.or.jp/custom er/basis/simulation .html

#### 3. 「クレジットカード」を見てみよ う〈P. 19-20〉





○クレジットカードは、どのような仕様になっているのか、それぞれどのような役割があるのかを理解する。また、ICチップや磁気ストライプに登録されているカード番号等を処理して取引するしくみのため、カードを大切に取扱う重要性も理解する。

#### 【クレジットカード番号(会員番号)】

クレジットカード番号(会員番号)は、 1枚のカードに1つの番号が与えられる。原則として、同じ番号のカードは存在しない。もしあるとしたら、どちらかが偽のカードの可能性が高い。

カード番号は 16 桁が多いが、14 桁や 15 桁のカードもある。

#### 【「ICカード」の種類】

「IC カード」にも種類がある。読み取り機に差し込んで利用する「接触型」と、読み取り機に近づけて利用する「非接触型」(タッチ決済)がある。

日本で発行されているクレジットカードは、「接触型 IC カード」が多い。現在は 1 枚のカードで接触型と非接触型が一体となったカードが発行されはじめている。非接触型のカードにはマークが表示されている。

詳細は、教材 P. 24 を参照。 <非接触型のマーク> **)))** 

#### 【署名欄にするサイン】

教材中の「やってみよう!」では、生徒にカード見本を使って実際にサインをさせることができる。

なお、裏面の署名欄にするサインは、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットなどいずれでもよいし、ニックネームでもよい。ただし、お店で署名を求められたら、裏面と同じサインをするため、書き慣れたものでサインをするのがよい。

#### 【数材の活用】

「クレジットカード 見本」を生徒に1枚ず つ配布すると、生徒は イメージがしやすく なる。

「三者間ポスター」裏面にも「カードの券面」を記載しているので、黒板やボードに掲示するなどして活用することができる。

## 【カード番号等を表示していないカード】

最近では、他人にカード番号等を見られないようにするために、カード番号等を表示していないカードも発行されている。

#### 【署名欄のないカード】

最近は、暗証番号取引が多くなってきたことから、お店でサインをする機会が少なくなってきている。このため、カード裏面に署名欄のないカードも発行されている。

#### 4. クレジットカードを使ってみよ う

(1) お店で使ってみよう〈P.21〉



- 〇クレジットカードを使ったことのない 高校生なので、お店(販売店)でのクレ ジットカードの利用から支払までの流 れを理解する。
- ○クレジットカード利用時の暗証番号入力 またはサインは、金額など確認したうえ で行うことに留意する。この重要性は次 のシートで解説する。

【クレジット会社への利用代金の支払】

クレジット会社への利用代金の支払は、カード申込時に、自分が指定した銀行などの預貯金口座からの自動引落としが一般的。支払日に自動的に自分の口座から引き落とされるしくみで、銀行などを通じてクレジット会社によっては、大力れる。クレジット会社によっては、支店やお店の中のクレジット会社のカウンターなどへ現金を持参して支払うこともできる。

【暗証番号入力やサイン不要のお店は?】 スーパーマーケットやコンビニエンス ストア、ファストフード店などでは、レジでの支払いに迅速性を求められることが多く、暗証番号の入力やサインが 不要なときもある。これは、お店とクレジット会社の契約によるもので、不正 利用がほとんど発生しないお店などが 対象になっている。ただし、商品や利用金額などによっては、暗証番号の入力 またはサインが求められることもある。

#### 【教材の活用】

(2-1)「暗証番号入力」や「サイン」 にはどんな意味があるの? 〈P.22〉



(2-2)「暗証番号入力」や「サイン」 た詳」く見てみよう (P.23)



○暗証番号入力やサインの意味を知ることで、自分が契約の意思表示をしている という重要性を理解する。

また、暗証番号入力は IC 取引、サイン は磁気取引であることの違いを理解する

〇クレジットカードの IC 取引が推進されているため、「暗証番号取引」が基本となっている。暗証番号での取引は、サイン取引に比べて不正利用被害リスクが低い。一方で、暗証番号取引で不正利用されたときには、カード会社の補償を受けられず、本人の支払となることもあるので、暗証番号を他人に教えないなどの管理について特に留意する。

【サインのないカードはなぜ利用できないか】

裏面にサインのないカードは、利用時 のサインと照合できず、利用者が契約 者本人かどうか確認できないため、利 用できない。

サインをしていないカードを紛失・盗難した場合、クレジット会社の補償を受けられないこともあるため、新しいカードが届いたら必ずサインしておくこと。

※近年ICカードによる暗証番号取引が 主流となり、サインを求められることも少なくなってきたことなどから、一部のクレジット会社は、署名欄 のないカードの発行を始めている。 このカードは、サインがなくても利 用することができる。

#### 【参考】新しい使い方の登場~ タッチ決済について~〈P.24〉



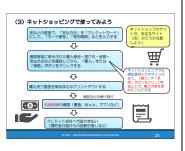
○「タッチ(コンタクトレス)決済」の特 徴や利用方法について理解する。

これまでもタッチ決済は電子マネーなどにはあった。クレジットカードも一部のカード会社が一部の販売店で使えるタッチ決済のカードを発行していたが、最近はタッチ決済ができるカードを発行する会社やタッチ決済ができる販売店も増えてきている。このため、タッチ決済を「新しい使い方の登場」としている。ただし、すべての販売店でタッ

チ決済が利用できるわけではない

【タッチ決済は最近できたもの?】

(3) ネットショッピングで使ってみ よう〈P. 25〉



- ○ネットショッピングでのクレジットカード の利用方法と支払までの流れを理解する。
- 〇ネットショッピングではお店(販売店)で の利用のときのような暗証番号入力やサインはないため、ネットの画面上で「購入」 や「承諾」などをクリックすることが、暗 証番号入力やサインと同様に「購入する意 思表示」となることに留意する。
- 〇ネットショッピングのサイトには様々なお店があり、偽ブランド品の販売サイトやサイト自体が本物のサイトに似せた偽サイトもある。一般的な商品の相場よりも極端に安いなど怪しいサイトでは買い物をしないなど、お店選びにも注意が必要なことに留意する。

詳しくは、教材の次のシート参照。

ないかチェック!

〇ネットショッピングを安全に利用するため にはどのようなことに注意すればよいの か、安全なネットショップの選び方のポイ ントを理解する。 【不自然な日本語とは?】

自動翻訳機を利用したような不自然な 表現がある日本語のこと。ショッピン グサイトに表示された日本語の表現が 不自然な場合は、悪質な海外の業者が 日本人になりすまして運営しているサ イトの可能性がある。たとえ日本語で 書かれていても安心しないこと。 【インターネット通販に おける注意ポイント】

https://www.caa.go. jp/policies/policy/ consumer\_policy/cau tion/internet/troub le/internet.html

(5) ネットショッピングで安全に使 うために〈P. 27〉



〇ネットショッピングでは、カード番号と 有効期限の入力だけでなく「セキュリティコード」などの情報を追加して入力す ることで、さらに安全性が高まることを 理解する。

〇カード番号と有効期限の入力だけで買い物できるサイトは簡単で利便性が高い。しかし、自分が簡単に利用できるということは、他人が自分になりすますのも簡単なことから、本人しか知らない情報を追加して入力することで、より安全性が高まることに留意する。

【「なりすまし」とは】

「なりすまし」とは、第三者(他人)が本人になりすますこと。SNS や会員専用サイトなどで「なりすまし」に遭わないよう ID やパスワードの管理に注意する。

【ネット専用のパスワード】

インターネット上でクレジットカードを利用するためにクレジット会社のホームページなどから、自分で登録するパスワードがある。暗証番号ではない。一般的には「3D (スリーディー) セキュア」といっているが、国際ブランド会社によって個別名称が付けられている(例: JCB 社は「J/Secure」(ジェイセキュア))。

5. 利用明細をチェックしよう 〈P. 28〉



○利用明細は、当月の支払日や支払金額だけでなく、自分が利用した1件ごとの明細が記載されているので、毎月利用明細を確認することの重要性を理解する。

○毎月必ず利用明細を確認して、自分の利用 内容を確認すること、支払額を確認することに加えて、利用覚えのない取引や不明な ことがあればすぐにクレジット会社に連 絡する必要があることに留意する。

なお、最近は毎月郵送されるのでなく、自分からカード会社のサイトにアクセスしたりアプリで確認する方法も多くなっていて、いつでも確認ができるようになっているが、あくまでも自分から確認しなければならないことに留意する。

【利用明細の確認はいつまでにするの?】 万一、利用明細の内容に間違いがあった場合は、クレジット会社に申し出ないとその内容を認めたことになる。クレジット会社への申出期間は、利用明細が届いてから7日程度の会社が多い。

6. クレジット会社の安全・安心の取 組みを見てみよう〈P. 29-33〉









○クレジット会社は、消費者がクレジットカードを安全に安心して利用できるようにするために、様々な取組みをしていることを理解する。

○メールや SMS 等で、クレジット会社の サイトやオークションサイトなど本物そっくりの偽サイトに誘導して、カード番 号や暗証番号、自分が登録したパスワードなどを入力させ、不正にこれらの情報 を入手する「フィッシングサイト」があるので留意する。

#### [CHECK]

2 章をふりかえろう〈P. 34-35〉

#### CHECKT 2章をふりかえろう

- クレジットカードを持つためには、クレジット会社の(①) を受ける。
- 分割払い、リボ払いには、購入した商品の代金に加えて (②)がかかる。
- フレジットカードの裏面に署名権があるカードのときには (③) がないとそのカードは利用できない。
   は暗番号は、(④) ケタの数字。絶対に他人には教えてはいけない。
- 身に覚えのない買い物はないか、支払金額や支払方式などに間違いがないか、必ず(⑤)を確認する。

#### CHECKT 2章をふりかえろう

- クレジットカードを持つためには、クレジット会社の ①宣査 を受ける。
- 分割払い、リボ払いには、購入した商品の代金に加えて ②手書製がかかる。
- クレジットカードの裏面に署名機があるカードのときには、 <u>のサイン</u>がないとそのカードは利用できない。
- 4. 暗証番号は、**優生** ケタの数字。絶対に他人には教えてはいけない。
- 5. 身に覚えのない買い物はないか、支払金額や支払方式などに間 違いがないか、必ず**企利用明細**を確認する。

- ○2章の特に重要なところを復習し確認する。 回答は、教材に記載している用語を正 解としているが、その用語と同義の用 語も正解としてよい。
  - ①「審査」

クレジットカードは、申し込めば 誰でも持てるカードではないこ とを確認する。

②「手数料」

クレジットの支払方式には、「手 数料」がかかる方式とかからない 方式があることを確認する。

③「サイン」

クレジットカードを利用すると きに、カード裏面に署名欄がある 場合は「サイン」がないと利用で きないことを確認する。

④「4」ケタ

クレジットカードを使うときに必 要な暗証番号は「4」ケタの数字で あることと、暗証番号は他人には 絶対に教えないことを確認する。

⑤「利用明細」

定期的に、利用明細で支払額を確認 するだけでなく、身に覚えのない利 用や利用金額の誤りなどを確認す ることが大事なことを確認する。

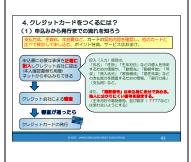
#### 3章 クレジットカードはどうやってつくるの?【目安:20分】

章のねらい

ここでは、クレジットのしくみ (三者間契約) を理解するとともに、クレジットカードのつくり方 (カード申込みからカード発行までの流れ) と留意点を理解する。

説明項目	ねらい、留意点	知識・コラム	参考
1. クレジットのしくみを知ろう 《P. 36-38》  ③章 クレジットカードはどうやってつくるの? 1.プレジットのしくみを知ろう ※末・角度度) ・ (株式・ (株式・ (株式・ (株式・ (株式・ (株式・ (株式・ (株式	<ul> <li>○契約についての基本的内容を確認した上で、クレジットの二者間契約と三者間契約のしくみ、クレジット会社の役割を理解する。</li> <li>○三者間契約では、商品を受け取る先と、お金を支払う先が異なることに留意する。</li> </ul>	【クレジットの二者間契約とは?】 現在のクレジット契約は三者間契約が 一般的だが、日本にクレジットが広ま り出したころは、二者間契約が多くあ り、お店が消費者を審査し、後日利用代 金を消費者から受領していた。	
2. 三者間契約って何? 〈P. 39〉  2. 三衛開発的って何? 〈P. 39〉  2. 三衛開発的って何? 〈 P. 39〉  (フロット・フロット・フロット・フロット・フロット・フロット・フロット・フロット・	○クレジットの三者間契約においては、三 者の間でどのような契約がされるのか を理解する。その際に、消費者からみて 販売店に対してもつ権利とクレジット 会社に対して負う義務を理解する。		【教材の活用】 「三者間ポスター」に も「三者間契約」を記 載しているので、黒板 やボードに掲示する など、他の教材と併せ て活用することがで きる。
3. どんなメリットがあるの? (P. 40)  4. (P. 40)  4	<ul> <li>○クレジットを利用することの消費者のメリットを理解する。</li> <li>○クレジットが社会に浸透し多く利用されているのは、クレジット会社にだけメリットがあるだけでなく、消費者や販売店にもそれぞれメリットがあることに留意する。</li> </ul>	【クレジットカードの「メリット」は?】 クレジットカードのメリットは、入会特典や利用ポイント、割引などといわれることが多い。これらも消費者にとってメリットになるが、本質的なくても買い物ができる(キャッシュレス)」、「一定期間、代金支払いの猶予がある(期限の利益)」、「月々の支払いの負担を減らす(分割の利益・家計の平準化)」。 入会特典やポイント付与、割引などは、あくまでも「おまけ」なので、本質的なメリットを理解することで、クレジット契約の本質を理解することができる。	

- 4. クレジットカードをつくるに は?
- (1) 申込みから発行までの流れを知 ろう〈P. 41〉



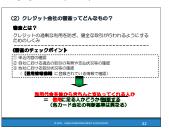
- ○クレジットカードをつくるには、クレジット会社の審査があるため、申込書(ホームページの申込画面)には審査に必要な項目を記入(入力)して申込みをすること、そして審査に通ってはじめてクレジットカードが発行されることを理解する。
- 〇また、カード利用時に入力が求められる 暗証番号は、申込みのときに他人に推測 されにくい数字を自分で決めることに 留意する。

【クレジットカードは自分のもの?】

審査が通ると、カードが発行されるが、このカードはあくまでもクレジット会社から貸出(貸与)されているもの。したがって、他人に貸したり譲渡したりすることはできず、またクレジット会社から返却を求められたときは、返却しなければならない。

【暗証番号はどんな番号(数字)でもいいの2】

(2) クレジット会社の審査ってどん なもの?〈P. 42〉



- ○健全なクレジットの利用のために審査 があり、クレジット会社は信用に足る人 がどうかを判断していることを理解す る。
- ○クレジット会社は、それぞれ基準に基づいて審査し、総合的に判断している。このため審査の結果は、クレジット会社によって異なる結果になることがあることに留意する。
- ○また、クレジット会社の審査は、消費者 の支払能力に応じた適正なクレジット 契約を実現し、支払能力を超える契約を 防ぐことで多重債務の未然防止など健 全な取引を推進する役割を担っている ことに留意する。

【クレジットカードはどれくらいの人が 審査に通るの?】

クレジットカードは、申し込んだ人の うち、約75%の人に発行されている。

【利用可能枠に上限はあるの?】

クレジット会社は、多重債務防止の観点から、割賦販売法(かっぷはんばいほう)により、クレジットカードを利用できる上限額が制限されており、それを超える利用可能枠(利用限度額)のカードを発行することが禁止されている。このためクレジット会社はその上限の範囲内で、消費者の信用に基づいて利用可能枠を決めている。また、利用状況等によって利用可能枠を変更することもある。

【クレジットカード年間 の申込み件数・契約件 数・解約件数】

https://www.jcredit.or.jp/informati on/statistics/download /toukei\_02\_d\_220331.pd

(3)信用情報機関とは?〈P. 43〉



- 〇消費者のクレジット利用や支払状況等に関する情報(信用情報)が信用情報機関に登録され、クレジットの審査のためにクレジット会社間で相互に利用されていることを理解する。また、消費者は信用情報機関に登録されている自分の情報を確認することができる「開示」制度があることを理解する。
- ○信用情報機関に登録される信用情報は クレジット利用や支払状況等の客観的 な事実のみで、個人の宗教や犯罪歴など は含まれないことに留意する。

【信用情報機関がブラックリストを作っているの?】

そもそもクレジット業界にブラックリストは存在していないため、個人の信用情報を管理する「個人信用情報機関」はブラックリストを作っている機関ではない。

【信用情報は勝手に使われてしまうの?】信用情報は個人のプライバシーにかかわる大切な情報。割賦販売法において、クレジット会社はクレジットの契約等において信用情報機関の信用情報を利用することと、信用情報を信用情報機関に登録することが義務付けられている。併せて消費者の信用情報を信用情報機関に提供することや、指定信用情報機関に提供することや、指定信用情

【クレジット業界の指定 信用情報機関】

株式会社シー・アイ・ シー

https://www.cic.co. jp/index.html

		報機関に加入する他のクレジット会社に信用情報が提供され、クレジットの審査のために利用されることについて同意を取得することが義務づけられている。  【自分の信用情報を確認できるの?】 信用情報機関に登録されている自分の情報は、「開示」といって機関の窓口や郵送、Webで確認できる(有料)。登録された内容が事実と異なる場合は、機関や登録したクレジット会社に訂正・削除を求めることもできる。
【CHECK】 3 章をふりかえろう 〈P. 44-45〉    1	○3章の特に重要なところを復習し確認する。 回答は、教材に記載している用語を正解 としているが、その用語と同義の用語も 正解としてよい。 ①「合意」 契約の成立条件を確認する。 ②「立替払契約」 クレジットの三者間契約における 消費者とクレジット会社の契約関 係について確認する。 ③「信用」 クレジット会社の審査は、申込者の 何を判断しているのか確認する。 ④「暗証番号」 クレジットカード申込むときの 「暗証番号」を設定するときの留 意点を確認する。 ⑤「支払」 クレジットカードを申込むときに は、契約内容をよく確認すること が必要なことを確認する。	

### 4章 個別クレジットってどんなもの?【目安:15分】

章のねらい

ここでは、個別クレジットの特徴を理解するとともに、クレジットカードとの違いも理解する。

説明項目	ねらい、留意点	知識・コラム	参考
1. 個別クレジットとは?〈P. 46〉  4章 個別クレジットってどんなもの? 1. 個別クレジットっはアンルなもの? 1. 個別クレジットーは中間では、第5の間後の海入やワービスの開発 例があるのと同様するハリットのこと ※明からのと同様するハリットのこと ※明が成のレルットは、至ら間軸のスマートフォンの 「開催し、最初の事務制を、日本の情報を対象ルルットのこと ※明が成のレルットは、至ら間軸のスマートフォンの 「関係した」をあると表現しました。そのできるのよしまするのような はなり、自然のからやイヤ等人と思くしましまって、日本できるルシットの表現しましまった。 「また、最大の様々を表現しまった。」「また」と「の様々」である」とでは、そのでする場合となって、日本できるしまった。 「また、最大の様々を表現しまった。」「「東本」」「東本」」「東本」と「大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	○クレジットカードを利用しないで、個々の利用ごとに申込みをし、クレジット会社の審査を受ける「個別クレジット」の特徴を理解する。 (6章のQ4が個別クレジットに関する設問のため、併せて確認する)	【個別クレジットとは?】 商品などを購入したいときに、その都度クレジット会社にクレジット契約を申込み、クレジット会社の審査を受けるクレジットのこと。 主に自動車、大型家電、リフォームなど、比較的高額なものに利用されることが多い。最近は、スマートフォン・携帯電話などの端末購入時にも多く利用されている。	
2. 個別クレジットの利用の流れ 〈P. 47〉  2. 個別クレジットの利用の流れ 風	○個別クレジットを利用するときの「商品 の決定」から「代金の支払い」までの流 れを理解する。	【個別クレジットの契約って?】 個別クレジットもクレジットカードと 同様に三者間契約。消費者と販売店と の間では売買契約、消費者とクレジット会社の間では立替払契約、クレジット会社と販売店との間では加盟店契約 が結ばれる。	
3. クレジットカードと個別クレジットは何が違う? 〈P. 48〉  3. 意図クレジットとクレジットカードは何が違う? クレジットは何がことって、高リンジットと カレジットカードのことがあるとである。 「ログラントは一般であって、一般では、大きない。」 「ログラントは一般であって、一般では、大きない。」 「ログラントは、「ログラントを持ちられる」、最近ある。 「ログラントは、「ログラントを持ちられる」、現在であった。 「ログラントという。最高であったと呼ぶり、「ログラントとのじゅう。」 「ログラントという。最高であったとはない。」 「ログラントという。」 「ログラントという。	〇個別クレジットとクレジットカードの 同じところと違うところを理解する。	【申込書の提出先】 個別クレジット申込書は、販売店を経由してクレジット会社に送付される。クレジット会社は、一般的にその販売店専用の個別クレジットの申込書を作成しており、販売店はその申込書を使って個別クレジットの申込みを受け付けている。なお、クレジットカードの申込書の提出は一般的にクレジット会社に直接送付することが多いが、クレジット会社と提携している販売店との提携カードのときは、販売店経由でクレジット会社に提出することもある。	
【参考】消費者信用とは?〈P. 49〉  【参考】消費者信用とは?〈P. 49〉  【参考】消費者信用とは? 「海南省場内は、「東南省金融」に対けることができる  「海南省場内は、「東南省場内は、「東南省金融」に対けることができる  「海南省場内は、「東南省場内は、「東南省場内は、「東南省場内は、「東南省場内は、「東南省場内は、「東南省場内は、東南省場内は、東南省場内は、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省場内に、東南省内に、東南省内に、東南省内に、  「東京省場内に、「東京省場内に、」  「東京省場内に、」  「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京省場内に、」 「東京	<ul> <li>○消費者信用とは何かを理解するとともに、クレジットとローンの違いを理解する。</li> <li>○「消費者金融」はローンやキャッシングともいうが、お金を借りるための取引であり、クレジットではないことに留意する。</li> </ul>	【そもそも法律が違う?】 クレジットとローンを規制する法律が 異なっている。クレジット(販売信用) は「割賦販売法」に、ローン(消費者金融)は「貸金業法」や「銀行法」などに よりそれぞれ規制されている点で違い がある。	

#### [CHECK]

4 章をふりかえろう〈P. 50-51〉

#### CHECKT 人 4章をふりかえろう

- 個別クレジットは、(①) を利用せずに、個々の 商品の購入やサービスの提供を受けるために利用するクレ ジットのこと
- 個別クレジットは、利用の都度、申込みをして、(②)を 受けるクレジットのこと。
- -- 3. 消費者は申込書に必要な事項を正確に記入して、(③) 経由でクレジット会社に提出する。
- 4、個別クレジットとクレジットカードの共通点は、支払時期が ( ④ ) であること。 5、消費者信用は、( ⑤ ) と消費者金融に分けることができる。

#### CHECKI 4章をふりかえろう

- 個別クレジットは、**①クレジットカード**を利用せずに、個々の商品の購入やサービスの提供を受けるために利用するクレジットのファイン
- 個別クレジットは、利用の都度、申込みをして、
   を受けるクレジットのこと。
- 消費者は申込書に必要な事項を正確に記入して、金販売店 経由でクレジット会社に提出する。
- 5. 消費者信用は、**の販売信用**と消費者金融に分けることができる。

- 〇4章の特に重要なところを復習し確認す る。回答は、教材に記載している用語を 正解としているが、その用語と同義の用 語も正解としてよい。
  - ①「クレジットカード」 個別クレジットはクレジットカード を利用しないクレジットであること を確認する。
  - ②「審査」

個別クレジットは、利用の都度審査 があることを確認する。

③「販売店」

クレジットカードを申込むときには クレジット会社へ直接提出すること が多いが、個別クレジットは販売店 経由でクレジット会社に提出される ことを確認する。

④「後払い」

クレジットカードと個別クレジット はどちらも消費者の信用に基づき 「後払い」であることを確認する。

⑤「販売信用」

消費者信用は「販売信用」と「消費者 金融」に分けることができることを 確認する。

16

#### 5章 高校生として知っておきたいこと【目安:20分】

章のねらい

ここでは、2022 年に行われる成年年齢引き下げを踏まえ、若年者に起こりうるトラブル事例と消費者保護の制度について理解する。また、多重債務と防止策についても理解する。

説明項目	ねらい、留意点	知識・コラム	参考
1. 成年年齢の引き下げとクレジット 〈P. 52〉    5章 高校生として知っておきたいこと   1. 成年年齢の引き下げとクレジット   (2029年1月に長年時からから 1981年1日まで行われた   (2029年1月に長年時からから 1981年1日まで行われた   (2029年1月に日本時から、イントウィル電車を開かりカットで組入する   (2021年1月に日本のよう   (2021年1月に日本のように日本のよ	○2022 年 4 月の成年年齢の引下げに伴い、高校生(18 歳以上)でも自らの意思決定だけで契約ができるようになり、未成年者取消権を使うことができなくなることを理解する。  ○若年者は相対的に契約に関する知識が乏しく悪質業者のターゲットになることがある。特に新成人を狙った事例も報告されていることから、「契約時のポイント」についても留意する。	【2022 年 4 月からクレジット会社の対応 はどう変わったの?】 従来から、クレジット契約の申込条件 を 18歳以上で高校生不可としているク レジット会社がほとんどであった。 現在も、高校生を申込みの対象外とし ているクレジット会社が多い。	
2. 若年者に見られるトラブル事例 (1) 自ら安易に契約してしまうケース (P. 53)  2. 普年信見られるトラブル事例 (1) 自ら安急に関約してしまうケース (1) 自ら安急に関約してしまうケース (1) 自ら安急に関約してしまうケース (2) またはする情報はもりがりらり エードのように、このように、自然に関係していまった。 マードのように、このように、自然に関係していまった。 マードではらこに、観光 部のはからなった。 マードではらいに、観光 部のはからなった。 マードではらいに、観光 部のはからなった。 マードではらいに、観光 部のはからない。 アードではらいに、観光 部のはからない。 アードではらいに、 東京 日本 (アード・マードではらいに、 東京 (アード・マードではらいに、 東京 (アード・マード・マードではらいに、 東京 (アード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マード・マ	○若年者に起こりうる事例を通じ、身近にトラブルにつながることがあることがあることがあることがあることがあることがあることがあることが	【情報からない。 「情報ないまで、 をはで、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、 で、ない、ないで、ない、 をきれ、、のがです。 で、ないながで、ないです。 で、ないながで、ないです。 で、ないながで、ないです。 で、ないながで、ないです。 で、ないでである。をきずいからい。 ではできる。をきながない。 にはできる。をきないがあるといいのはにでいるない。 にはできる。まないのはにでいるでいるでいるない。 「はいかでいるでいるでいるでは、 がなるをもいいのはにでいるがよい。 高ののとはないとはない。 高ののとはない。 高ののとはない。 に、ない、とはないのはにでいるがよい。 に、ない、といるででは、 のとはない。 に、ないとはない。 に、と、と、と、も、高ののででは、と、と、者、と、と、者、と、な、事告といる。 を、は、ない。 に、また。 に、また、ない。 に、ない。 に、。 に、ない、。 に、ない、。 に、ない、。 に、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、ない、。 は、	【登録金融商品取引業者 の確認】 金融庁のホームページ https://www.fsa.go. jp/menkyo/menkyo.ht ml
(2) 断れずに契約してしまうケース (P. 54)  (2) 断れずに対してしまうケース (P. 54)  (3) 切りからかした、深細胞形の心 (P. 54)  (4) 切りからかした、大変を関いた。自分を対します。 (P. 54)  (5) 切りがらかした。自分を対します。 (P. 54)  (5) 切りがらいり、 (P. 54)  (6) 切りがらいり、 (P. 54)  (7) がらいいり、 (P. 54)  (7) がらいいり、 (P. 54)  (7) がらいいり、 (P. 54)  (7) がらいいり、 (P. 54)  (8) がいり、 (P. 54)  (8) がいりがらいいり、 (P. 54)  (8) がいりがいり、 (P. 54)  (9) がいりに対していりがいり、 (P. 54)  (9) がいりに対していりがいり、 (P. 54)  (9) がいりに対していりがいりがいります。 (P. 54)  (9) がいりに対していりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがいりがい	○友人からの誘いや興味のある勧誘などはなかなか断りにくいが、どのよう取引内容であってもよく考えてから契約し、必要ない契約はきっぱり断ることが大切なことを理解する。もし、契約に迷うときにはその場で契約せず保留にし、家族などの親しい人に相談して客観的な意見を聞くことも大切なことを理解する。	【マルチ商法とは?】 まずは、自分がマルチ商法にかかわる 組織と商品やサービス等の契約をし て、次に自分がその組織の勧誘者とな ってそれらの商品等を知人等に紹介・ 契約をして、紹介料報酬等を得る商法 のこと。近年では、投資や副業など、モ ノがない「役務」(えきむ=サービスの こと)を提供する契約の相談が増えて いる。なお、組織の実態がモノを介さず にお金を集めて分配するものである場 合は、法律で禁止されているネズミ講 の可能性もあるため、契約内容をよく 確認し注意する。	

#### 【悪質な取引の留意点】 個別クレジットの申込みにあたって、 店員に指示され、過大または虚偽の年 収を記入してしまうケースが報告され ている。適正な与信審査を妨げるもの であるため、そのようなことを言って くる販売店なら契約はやめること。 また、「お金がなく、支払えない」など の断りの言い回しは、契約に興味があ ると店員を誤解させ、強引な勧誘につ ながることがある。断る際には「いりま せん」「やめます」など簡潔に断ること が大切。 (3) クレジットの利用者を守る制 ○クレジット契約における代表的な消費 【支払停止の抗弁の適用条件】 度〈P.55〉 者保護の制度(支払停止の抗弁、クー 支払停止の抗弁は、現金取引にはない 3. クレジットの利用者を守る制度 リング・オフ制度)を理解する。 クレジット取引特有の消費者保護の制 クレシット契約には消費者を守るために主に次のような制度がある。 レジット実際には内容を含っていた。 1) 支払停止の前身(関閉クレジット、クレジットカード) ・商品の計画度にがない場合など、販売との地に用能が生じている場合に、問題が解消 するまでの味、クレジットで他の支払い各件まることができる(原外あり)。 ・イナットなったが、世帯的よるができ、原物を指することではおい 度と言える。 商品の引き渡しがなかったり、商品に 2) クーリングオフ(個別クレジット)・契約の申込みや終約をした場合でも、契約を再考し、一定の形能であれば無条件で申込 欠陥があった場合の他、強迫・強要によ 配をした場合でも、契約を再考し、一定の用限であれば原条件で申込 実施各部数できる。 利用して、診断級庁で自己を購入したり、危険でエステ契約をした原 (年まの政保に裁定)。 にクレシト会社に裏市で申込みを施口等する管を申し出る。 約とともた元美史紙についても組むすることができる。 って契約させられた場合や詐欺による 場合など、販売店と問題が生じている 間に利用できる。 なお、支払停止の抗弁はクレジットカ ードでも個別クレジットでも利用でき るが、次のような条件があり、すべての クレジット契約に適用されるものでは ないことに注意する。 なお、①②の条件を満たしていても、ク レジット代金の支払いが終了している ときは利用できない ①クレジット払いで、契約日から 2 カ 月を超えた時期に支払う分割払いや リボ払い、ボーナス一括払いなどが 対象(現金取引と近い性質の1回払い は対象外) ②支払総額(現金価格+手数料)が4万 円以上(リボ払いは現金価格が3万8 千円以上) 【支払停止の抗弁を申し出ることにより すでに支払ったクレジット代金は返金 される?】 すでにクレジット代金の支払いを何回 かした後で、支払停止の抗弁を利用し たとしても、支払停止の抗弁はあくま でもお店とのトラブルが解決するまで の間、支払いを停止する制度なので、 すでに支払った代金が返金されること はない(契約を取り消したり、解除で きる権利ではない)。 【特商法5類型とクーリング・オフ期間】 個別クレジット契約において、クーリ ング・オフできる取引及び期間は以下 の通り。期間は法定書面を受領した日

を起算日とする。

②20日間…連鎖販売、

①8 日間 …訪問販売、電話勧誘販売、 特定継続的役務提供

業務提供誘因販売

#### 【クーリング·オフの効果】

クーリング・オフは無条件解約なので、 契約解除によって販売店に損害が発生 したとしても、違約金や損害場賠償を支 払う必要はない。また、すでに商品を使 ってしまったとしても、原則としてその 使った商品を返品すればよく、使用料も 支払う必要はない。

#### 【その他の消費者保護の制度】

個別クレジット契約を利用して、訪問販売などで商品を購入した際には、クーリング・オフの他に以下のような消費者保護の制度がある。

- ①過量販売における契約の解除
- ②不実告知による契約の取消

#### 4. 多重債務ってどんなもの? 〈P. 56〉



○多重債務が何かを理解するとともに、 多重債務を防ぐには、クレジットを計

大切であることに加え、万が一支払困難になった際には身近な人に相談することが大切であることを理解する。計画的な利用を心掛けていたとしても勤務先の倒産や急な病気などで支払が困難になることも考えられるので、余裕を持った利用を心掛けることに留意

する。

画的かつ必要に応じた利用することが

#### 【多重債務に陥った際の債務整理】

多重債務に陥った際には、そのまま無理をして支払いを続けるのではなく、 弁護士や認定司法書士、日本クレジットカウンセリング協会など専門家や専門機関に相談するか、あるいは裁判所の手続きを利用するなどして、返済すべき債務額を確定させた上で支払方法を見直す方法がある。

これを一般的に債務整理といい、その 方法としては、任意整理、特定調停、個 人再生、自己破産がある。

#### ①任意整理

任意整理は、支払能力を超える債務 を負っている債務者について支払能 力に応じた返済計画を立て、その返 済計画にしたがって個々の債権者と の間で返済方法についての和解をし ていく債務整理の方法。

#### ②特定調停

特定調停とは、簡易裁判所の仲介で 事業者と話し合って支払額等につい ての合意を成立させる方法。手数料 や利息を利息制限法による引き直し 計算をして減額し、また元本の減額、 将来利息の免除などをして、返済額 や期間などを決めていていく。

#### ③個人再生

個人再生手続きは、破産せずに経済 的に再生することを目的としてい る。

この手続きには、「小規模個人再生」「給与所得者等再生」の二つがある。また、「住宅資金貸付債権(住宅ローン債権)に関する特則」を利用することで、住宅を保持したまま生活を再建することもできる。

#### ④自己破産

自己破産とは、地方裁判所で破産手 続開始決定を受け、法令で認められ た財産以外の全財産を弁済に充てる ことで、残債務の免除を受け、再出 発をする方法。 〇公益財団法人日本クレ ジットカウンセリング 協会

支払困難に陥った場合、自分の状況について相談して対処方法の助言を求めることができる。

TEL:0120-03160 (平日 10:00~12:40 14:00~16:40) URL:http://www.jcco.or .jp/

#### [CHECK]

5 章をふりかえろう〈P. 57-58〉

#### CHECKY を 5章をふりかえろう

- 2022年4月に、成年年齢が20歳から(①)に引き下げられた。 られた。
  2. 成人になると観竜音の(②)なく契約が極べるようになる
  一方、未成年契約として(③)ことができなくなる。
  3. クレジット取引では、支払停止の机弁と(④)という消費 者を可るだめか制度がある。
  4. 複数の担手にとても支払うことのできない債務を抱えてしまう ことを(⑤)という。

- 5. ( ⑤ ) にならないために、自分の支払能力を超えた利用と ならないよう( ⑥ ) かつ( ⑦ ) 利用を心掛ける。

#### CHEGKI を 5章をふりかえろう

- 1.2022年4月に、成年年齢が20歳から**の18歳** に引き下げ られた。
- 放人になると親権者の②国宝なく契約が結べるようになる。
   一方、未成年契約として③取り当すことができなくなる。
- 3. クレジット取引では、支払停止の抗弁と**タクーリング・オフ** という消費者を守るだめの制度がある。
- 4. 複数の相手にとても支払うことのできない債務を抱えてしま うことを**の多重債務**という。
- 5. **②多重信蓋**にならないために、自分の支払能力を超えた利 用とならないよう **②計画的**かつ **⑦必要に慮じだ**利用を心 掛ける。

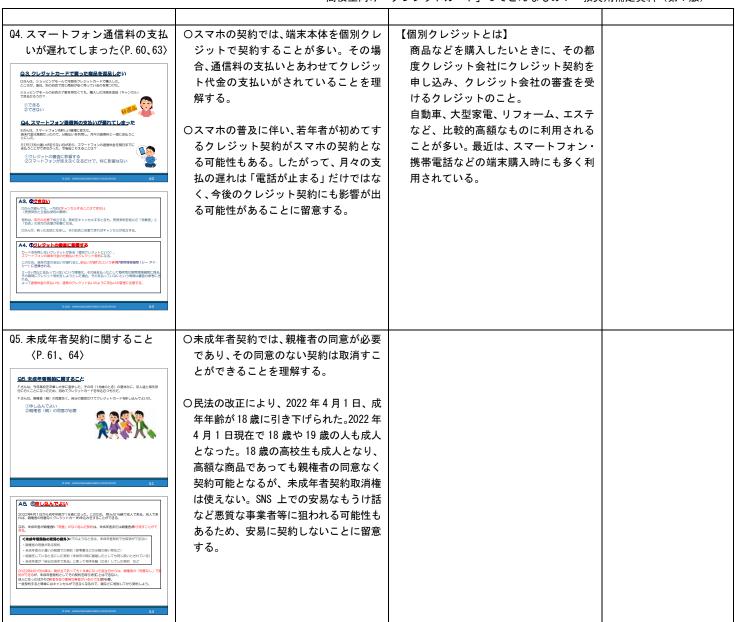
- ○5 章の特に重要なところを復習し確認 する。回答は、教材に記載している用 語を正解としているが、その用語と同 義の用語も正解としてよい。
  - ①「18歳」 改正された成年年齢を確認する。
  - ②「同意」③「取り消す」 成年と未成年の契約の違いを確認 する。
  - ④「クーリング・オフ」 クレジット契約における代表的な 消費者保護の制度を確認する。
  - ⑤「多重債務」 多重債務がどのような状態か確認 する。
  - ⑥「計画的」⑦「必要に応じた」 多重債務を防ぐためのポイントを 確認する。

### **6章 こんなときどうするの?【目安:20分】**

章のねらい

ここでは、これまで学習した内容を踏まえ、実際の事例をもとに、クレジットの申込みや利用などの留意点を理解する。

-H-00-75 C	<b>ムとい、 ወ辛上</b>	/n=#± - ¬ = 1	**
### 1999	ねらい、留意点  ○クレジットカードを紛失・盗難した際に、どのように対応するのかを理解する。  ○日頃より、自分がどのクレジット会社が発行しているクレジットカードをもっていて、その連絡先がどこかということを把握しておくことが大事なことに留意する。	知識・コラム 【クレジット会社の連絡先の記録】 カードの紛失・盗難は、カード 1 枚だけの例は少ない。財布やバッグなどの荷物をまとめての場合もある。万が一に備えて、スマホに記録するだけでなく、自宅などにも記録を残しておくとなお良い。	参考
02. 友達にカードを貸したら利用 されてしまった (P. 59、62)    ***   **   ***   **	<ul> <li>○クレジットカードは、カード券面に記載された本人しか利用できない契約であり、他人に貸したりすることが禁止されている。このため、他人に貸して使われた分も本人に支払義務があることを理解する。</li> <li>○例え家族であっても、自分のカードを貸してはいけないこと、また家族も含めて他人にカードを貸していることをクレジット会社が知ると契約違反により退会させられ、以後そのクレジットカードが利用できなくなることもあることに留意する。</li> </ul>	【家族カードといい、親などの本会員(契約者)のクレジットカードに付帯したカードもある。家族(生計を共にする配偶者・親・子供(原則高校生を除く18歳以上とするクレジット会社が多い))が対象。本会員の信用に基づいて発行される。なお、家族カードの利用分の支払いは、本会員がするので、原則家族には請求されない。	
	<ul> <li>○解約(キャンセル)も自分から一方的にすることはできず、必ず相手の了解が必要なことを理解する。</li> <li>○悪質な業者ほど解約には応じないことから、契約するときは親に相談するなど、慎重な行動が必要なことに留意する。</li> </ul>		



#### 7章 クレジット利用のまとめ【目安:5分】

章のねらい

ここでは、これまで学んだクレジットを利用するにあたっての基本的な内容や留意点を確認する。

説明項目	ねらい、留意点	知識・コラム	参考
(P. 65)    7章 クレジット利用のまとめ	○クレジットは、あくまでも支払方法のひとつで、利用するかどうかは自分の責任において選択すること。そのためには、自分の収入・生活にあわせて、無理なく使うことが大切なことを理解する。クレジット契約は、契約者自身に責任(義務)が伴うことに留意する。		

### 皿. アンケートご協力のお願い

今後、本教材をさらに先生方にとって使いやすい教材となるよう充実させたいため、アンケートにご協力をお願いします。 なお、ご回答いただいたアンケートは当協会内で本教材の充実させるための参考として利用させていただきますので、ご回答 いただいた内容を個別に公表することはありません。

[アンケートは、本教材をダウンロードした当協会のホームページからご協力ください。]

URL : https://www.j-credit.or.jp/education/school/provide.html

### Ⅳ. お問合せ先

本教材の内容や使い方などについてご不明点等がありましたら、下記までご連絡ください。

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 F

一般社団法人日本クレジット協会 クレジット教育センター (消費者・広報部内)

以上

# 教員用補足資料 (第1版)

高校生向け教材『「クレジットカード」ってどんなもの?』 ~キャッシュレス時代の主役のカード~

2022年6月改訂





〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル6F TEL:03-5643-0011 ホームページ:https://www.j-creditor.jp/